魚沼市子ども・子育て支援事業計画 骨子案のイメージ

(子ども・子育て支援法第61条に基づく 子ども・子育て支援事業計画)

第1部 総論

- 第1章 計画策定にあたって
 - 1 計画策定の趣旨
 - 2 計画の位置づけ
 - 3 計画の期間
 - 4 計画策定の経緯
 - 5 計画の評価検証
- 第2章 魚沼市の子育てを取り巻く現状と課題
 - 1 少子化の動向
 - 2 家庭の状況
 - 3 子どもの状況
 - 4 保育サービス及び子育て支援事業の状況
 - 5 ニーズ調査結果から見る現状
 - 6 魚沼市の課題
- 第3章 計画の基本的な考え方
 - 1 基本的な理念
 - 2 基本目標
- 第2部 各論
 - 第1章 教育・保育提供区域の設定
 - 1 区域設定の考え方
 - 2 区域設定
 - 第2章 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制
 - 1 幼児期の教育・保育の量の見込み
 - 2 提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 第3章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制
 - 1 地域子ども・子育て支援事業量の見込み
 - 2 提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 第4章 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進 に関する体制の確保
 - 第5章 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な 利用の確保
 - 第6章 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府 県が行う施策との連携
 - 第7章 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

第1部 総論

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

- 国における少子化対策の経緯と子ども・子育て支援法
- 子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義をふまえて本計画を作成
- 魚沼市のすべての子どもが健やかに成長することができる社会を実現 するための計画づくり

2 計画の位置づけ

- 子ども・子育て支援法第61条に定める市町村計画
- 次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援対策行動計画を引き継ぐ
- 魚沼市総合計画、子育てビジョンを上位計画として、関連する個別計画と整合を図りながら策定する

3 計画の期間

○ 平成27年度から平成31年度までの5か年

4 計画策定の経緯

- 子ども・子育て会議で審議いただき策定
- ニーズ把握のため、子育て中の保護者を対象にアンケート調査を実施
- 関係者等ニーズの把握
- 市民からの意見聴取のため、パブリックコメントを実施

5 計画の評価・検証

第2章 魚沼市の子育てを取り巻く現状と課題

- 1 少子化の動向
- 2 家庭の状況
- 3 子どもの状況
- 4 保育サービス及び子育て支援事業の状況
- 5 ニーズ調査結果から見る現状
- 6 魚沼市の課題

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
 - ~参考~【現行の次世代育成支援行動計画の基本理念】

子ども、家庭、地域、ともに育ちあう豊かな社会

【子ども・子育て支援法に基づく基本方針】

子どもの育ちに関する理念

- 子どもの最善の利益が実現される社会を目指すこと、すべての子どもの健やかな育ち (発達)を保障すること。
- 自己肯定感を持って育まれることや一人ひとりの個性が活かされることの重要性。

子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義

- 乳幼児期の重要性、幼児期の教育の役割及び意義
- 家庭の意義及び役割
- 子育て及び子育てを通じた親育ちの支援の重要性
- 施設における集団での学び・育ちの支援の意義及び役割並びに専門性・重要性
- 家庭・地域・施設等の連携の重要性等

社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割

○ 社会のあらゆる分野における構成員が子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する 関心と理解を深めることや、ワーク・ライフ・バランスの推進が必要であること。



【魚沼市の子ども・子育ての基本的な理念】

ニーズ調査の結果や国の基本指針をふまえ、子ども・子育て会議での検討により作成

<作成の視点>

- 子どもの成長や子育てにとって大切なことは何か(理念)
- 魚沼市の未来の子育て環境として期待することは何か(将来像)



【魚沼市の子ども・子育ての基本目標】

上記の将来像を実現するために、必要な支援・施策の目標を掲げる。

~参考~

- く現行の魚沼市次世代育成支援行動計画では>
- 1.地域における子育ての支援
- 2.母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
- 3.子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- 4.子育てを支援する生活環境の整備
- 5.職業生活と家庭生活との両立の推進
- 6.子ども等の安全の確保
- 7.要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進

第2部 各 論

第1章 教育・保育提供区域の設定

- 1 区域設定の考え方
- 区域設定については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、 現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の 状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行 政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動 することが可能な区域(以下「教育・保育提供区域」という。)を定める 必要がある。

その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる 需給調整の判断基準となることをふまえて設定すること。

2 区域設定

- 〇上記の考え方をふまえ、
 - <教育・保育提供区域は>
 - 中学校区単位(旧町村単位) ⇒ 6地区
 - <地域子ども・子育て支援事業は事業により>
 - ・中学校区単位または、市で1区域
 - ※ 地域子ども・子育て支援事業とは
 - ・放課後児童クラブ、一時預かり、延長保育事業、妊婦健診、乳児家庭全戸訪問等

第2章 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

- 1 幼児期の教育・保育の量の見込み
 - これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から、設定の区分ごとに 必要な量の見込みを算出、設定。

2 提供体制の確保の内容及びその実施時期

○ 教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定。

(数字は架空のものです)

		1年目		2年目			3年目			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
①量の見込み		1,300	1,000	500	1,300	1,000	550	1,300	1,000	600
(必要利用定員総数)										
②確保	教育・保育施設 (保育園、幼稚園、 認定こども園)	1,300	1,000	400	1,300	1,000	450	1,300	1,000	500
の内容	地域型保育事業 (小規模保育、家庭 的保育、居宅訪問型 保育、事業所内保育)			50			80			100
2-1				▲ 50			1 20			О

【確保の方策】

0

0

第3章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

- 1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み
 - これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から、設定の区分ごとに 必要な量の見込みを算出、設定。

2 提供体制の確保の内容及びその実施時期

○ 教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定。

(数字は架空のものです)

事業	内容	1年目	2年目	3年目
地域子ども・子	①量の見込み	3,000人	3,000人	3,000人
育て支援拠点事		(1ケ所)	(1ケ所)	(1ケ所)
業(子育て支援	②確保の内容	3,000人	3,000人	3,000人
センター)		(1ケ所)	(1ケ所)	(1ケ所)
	2-1	0	0	0
放課後事業健全	①量の見込み	300人	300人	300人
育成事業(学童		(10ケ所)	(10ケ所)	(10ケ所)
保育)	②確保の内容	200人	250人	300人
		(8ケ所)	(9ケ所)	(10ケ所)
	2-1	▲100人	▲50人	0
		(2ケ所)	(1ケ所)	
• • •				
以下事業ごとに				
記載				

【傩保の力策】	【惟	(米(ハた	朿】
---------	----	-----	----	----

)
\overline{C})

第4章 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進 に関する体制の確保

以下の事項について記載

- 認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方 (認定こども園を普及させる背景や必要性等)
- 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進 方策
- 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続(幼保小連携)の取組の推進

【仟意記載事項(5章~7章】

第5章 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

以下の事項について記載

- 保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備。
- ○歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の 取得を制限していないか等、ニーズ調査結果を分析しつつ、育児休業期間 満了時(原則1歳到達時)から利用を希望する保護者が、1歳から質の高 い保育を利用できるような環境を整えることが重要

第6章 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

以下の事項について記載

- 都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた 施策を記載。
 - 一児童虐待防止対策の充実
 - 関係機関との連携及び市町村における相談体制の強化
 - 発生予防、早期発見、早期対応等
 - 社会的養護施策との連携
 - 一母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
 - 一障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実
- ※ 上記の施策について、子ども・子育て支援新制度以外の施策との連携の必要性も記載

第7章 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

以下の事項について記載

- 都道府県、地域の企業、労働者団体、都道府県労働局、子育て支援活動を 行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進める。
 - ー仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し(長時間労働の抑制に 取り組む労使に対する支援等を含む)
 - ・労働者、事業主、住民の理解促進・具体的な実現方法の周知のための 広報・啓発
 - 好事例の収集・提供等
 - ・企業における研修の実施等
 - 仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の表彰等
 - ー仕事と子育ての両立のための基盤整備